

認定NPO法人制度が改正されました

平成 21 年 4 月 国税庁

平成 20 年度税制改正における実績判定期間の延長に伴う経過的な措置として、平成 21 年度税制改正において、実績判定期間の特例が設けられました。

【実績判定期間の経過措置特例】

初めての認定又は2回目の認定を受けようとするNPO法人が、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に申請を行う場合は、実績判定期間*を2年（原則5年）とすることができます。

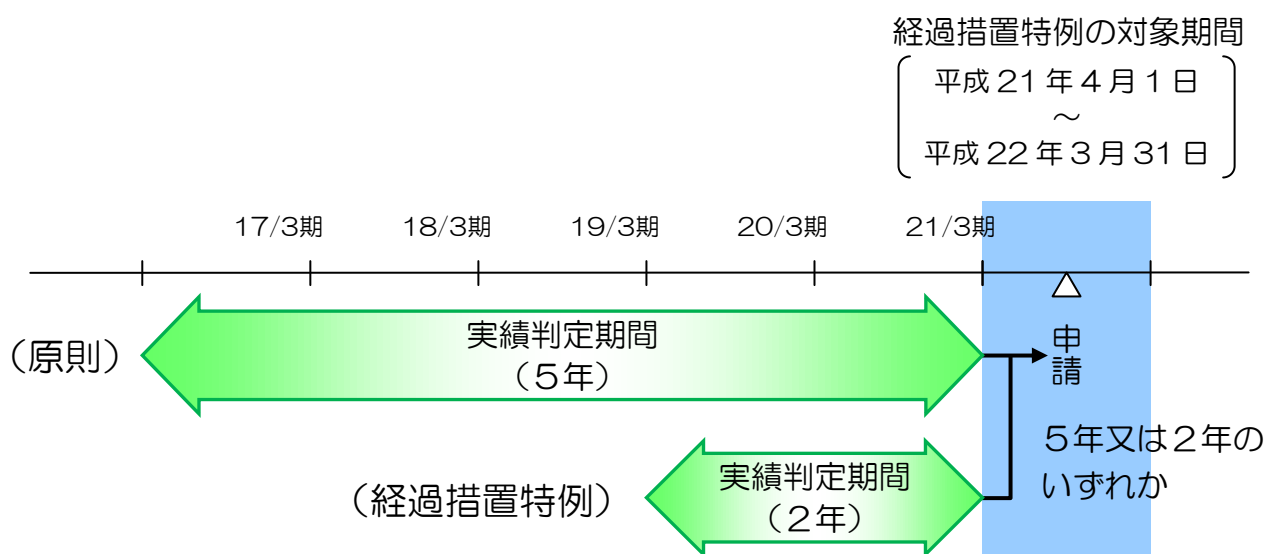
- 実績判定期間の経過措置特例の適用を受ける場合は、申請書の「その他の参考事項」欄に、その旨を記載してください。
- 実績判定期間が5年・2年いずれの場合であっても、認定の有効期間は5年となります。

※ 実績判定期間

実績判定期間とは、パブリック・サポート・テスト等の認定要件の判定対象となる期間のことで、認定の申請を行う法人の直前に終了した事業年度終了の日以前5年（2年）内に終了した各事業年度のうち、最も古い事業年度開始の日から、直前に終了した事業年度終了の日までの期間をいいます。

詳しくは、各国税局の担当者にお問い合わせください。

<例：3月決算法人の場合>



各国税局では、申請に関する事前相談を行っております。詳しくは裏面をご覧ください。

申請に関する事前相談について

1 国税庁では、各国税局（沖縄国税事務所を含みます。）に認定NPO法人制度の相談窓口を設け、申請に関する事前相談を行っております。

各国税局の担当は、法人課税課審査企画係となっております。

なお、事前相談は原則として予約制となっておりますので、相談を希望される方は、管轄の国税局に事前に予約をお願いします。

(注) 国税局の管轄区域及び連絡先は、以下の表をご参照ください。

2 制度の内容や申請方法等を記載した手引（「認定NPO法人制度の手引」）を、最寄りの税務署又は国税局で配付しておりますので、ご利用ください。

また、国税庁のホームページにも、「認定NPO法人制度の手引」やパンフレットを掲載しておりますので、併せてご利用ください（<http://www.nta.go.jp/>）。

国税局名	担当部署	管轄都道府県	連絡先（代表番号）
札幌国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	北海道	011-231-5011
仙台国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島	022-263-1111
関東信越国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	茨城、栃木、群馬、 埼玉、新潟、長野	048-600-3111
東京国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	千葉、東京、神奈川、 山梨	03-3216-6811
金沢国税局	課税部 法人課税課審査企画係	富山、石川、福井	076-231-2131
名古屋国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	岐阜、静岡、愛知、 三重	052-951-3511
大阪国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山	06-6941-5331
広島国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	鳥取、島根、岡山、 広島、山口	082-221-9211
高松国税局	課税部 法人課税課審査企画係	徳島、香川、愛媛、 高知	087-831-3111
福岡国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	福岡、佐賀、長崎	092-411-0031
熊本国税局	課税部 法人課税課審査企画係	熊本、大分、宮崎、 鹿児島	096-354-6171
沖縄国税事務所	法人課税課審査企画係	沖縄	098-867-3601